

6 地方公共団体における検証等に関する調査結果

国及び地方公共団体は、重大な児童虐待事例についての調査研究及び検証を行うことが責務とされており、地方公共団体が行う検証については、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」の一部改正について（平成30年6月13日付け子家発第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）により詳細を示している。

今回、令和5年9月1日現在の「地方公共団体における検証組織の設置状況」「地方公共団体が行う検証の実施状況」及び「国の検証報告の活用状況」について調査した結果は以下のとおりである。（調査対象：地方公共団体（各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市）数78か所）

(1) 地方公共団体における検証組織の設置状況

① 検証組織の設置の有無

検証組織の設置状況については、69か所の地方公共団体に検証組織が「設置」されていた。また、「未設置」の9か所全てで、「設置予定なし」となっていた。

そのうち、検証組織が「常設」である地方公共団体は55か所、「事例ごとに随時設置」される地方公共団体は14か所であった。

検証組織を設置していない理由については、「対象となる事例がない」が1か所、「死亡事例が発生した際に設置することとなっている」が8か所であった。

表 88 検証組織の設置状況

区分		地方公共団体数	設置率
設置		69	88.5%
内訳	常設	55	
	事例ごとに随時設置	14	
未設置		9	11.5%
内訳	今年度内に設置予定	0	
	次年度に設置予定	0	
	時期未定だが設置予定	0	
	設置予定なし	9	
計		78	100.0%

表 89 検証組織を設置していない理由

区分	地方公共団体数	構成割合
対象となる事例がない	1	11.1%
委員がない	0	0.0%
事務局の運営	0	0.0%
死亡事例が発生した際に設置することとなっている	8	88.9%
その他	0	0.0%
計	9	100.0%

② 検証組織の設置形態

検証組織の設置形態は、「都道府県児童福祉審議会の下部組織として設置」している地方公共団体が34か所（49.3%）、「地方社会福祉審議会の下部組織として設置」している地方公共団体が26か所（37.7%）、「独立して設置」をしている地方公共団体が6か所（8.7%）であった。

表 90 検証組織の設置形態

区分	地方公共団体数	構成割合
都道府県児童福祉審議会の下部組織として設置	34	49.3%
地方社会福祉審議会の下部組織として設置	26	37.7%
独立して設置	6	8.7%
その他	3	4.3%
計	69	100.0%

③ 検証組織の設置要綱の有無

検証組織の設置要綱がある地方公共団体は、62か所（89.9%）であった。

表 91 検証組織の設置要綱の有無

区分	地方公共団体数	構成割合
あり	62	89.9%
なし	7	10.1%
計	69	100.0%

④ 検証対象の範囲

検証対象の範囲について、検証組織が検証する対象の範囲を「定めている」地方公共団体は51か所（73.9%）であった。

また、検証組織が定めている検証対象の範囲の内容は、「重大事例（死亡事例を含む）を対象」が30か所（58.8%）で最も多く、次いで「死亡事例のみ」又は「重大事例（死亡事例を含む）を対象」のうち、「関係機関の関与状況により判断」が16か所（31.4%）であった。

表 92 検証対象の範囲の定め

区分	地方公共団体数	構成割合
定めている	51	73.9%
定めていない	18	26.1%
計	69	100.0%

表 93 検証対象の範囲の内容

区分	地方公共団体数	構成割合
1. 死亡事例のみ	1	2.0%
2. 重大事例(死亡事例を含む)を対象	30	58.8%
3. 1又は2のうち、関係機関の関与の状況により判断	16	31.4%
4. その他	4	7.8%
計	51	100.0%

⑤ 事務局の設置場所

事務局の設置場所について、「都道府県等（児童福祉担当部署）」は 63 か所（91.3%）であった。

また、検証委員の委嘱について、「委嘱している」地方公共団体は 63 か所（91.3%）であった。

表 94 事務局の設置場所

区分	地方公共団体数	構成割合
都道府県等(児童福祉担当部署)	63	91.3%
児童相談所	1	1.4%
その他	5	7.2%
計	69	100.0%

表 95 検証委員の委嘱の有無

区分	地方公共団体数	構成割合
調査時点で委嘱していない	6	8.7%
委嘱している	63	91.3%
計	69	100.0%

⑥ 検証組織の構成員

検証組織の構成員を委嘱している地方公共団体 63 か所において、構成員の数は「5人」が 29 か所（46.0%）と最も多く、次に「6人」が 12 か所（19.0%）となっていた。なお、構成員の人数の平均は約 6.0 人であった。

検証組織の構成員の職種、所属等については、「大学等の教育研究機関の教員・研究者^{注12)}」「医師^{注13)}」「弁護士」が9割以上の地方公共団体で委嘱されており、次いで「児童福祉施設関係（協議会等を含む）」（49.2%）、「民生児童委員・児童委員（協議会等を含む）」（28.6%）であった。「その他」については、臨床心理士・公認心理師や社会福祉士、教育関係者、社会的養護経験者、カウンセラー等であった。

委嘱されている「大学等の教育研究機関の教員・研究者」の専門については、「児童福祉分野」が 35 か所（60.3%）と最も多く、次いで「社会福祉分野」が 23 か所（39.7%）、「心理部門（児童心理、臨床心理を含む）」21 か所（36.2%）であった。

また、「医師」の専門については、「小児科医」が 49 か所（79.0%）と最も多く、次いで「精神科医」が 22 か所（35.5%）、「児童精神科医」が 15 か所（24.2%）であった。

注12) 医師、保健・公衆衛生関係の教員、研究者を除く。（以下、同様の扱いとする。）

注13) 大学等の研究教育機関の医師を含み、保健・公衆衛生の医師を除く。（以下、同様の扱いとする。）

表 96 検証委員の人数

人数	地方公共団体数	構成割合
4人	5	7.9%
5人	29	46.0%
6人	12	19.0%
7人	5	7.9%
8人	7	11.1%
9人	2	3.2%
10人	1	1.6%
11人	2	3.2%
計	63	100.0%

平均 6.0 人

表 97 検証委員の内訳（複数回答）

区分	地方公共団体数[63 箇所]	構成割合
大学等の教育研究機関の教員・研究者	58	92.1%
医師	62	98.4%
弁護士	61	96.8%
児童福祉施設関係(協議会等を含む)	31	49.2%
民生児童委員・児童委員(協議会等を含む)	18	28.6%
保健・公衆衛生関係	8	12.7%
児童相談所関係	2	3.2%
保育所関係(保育協議会等を含む)	7	11.1%
社会福祉協議会	3	4.8%
小学校・中学校の校長会	6	9.5%
家庭裁判所関係(調査官等)	0	0.0%
里親会	4	6.3%
警察	3	4.8%
配偶者暴力相談支援センター	0	0.0%
母子寡婦福祉連合会	3	4.8%
その他	21	33.3%

表 98 教員・研究者の専門分野（複数回答）

区分	地方公共団体数[58 箇所]	構成割合
児童福祉分野	35	60.3%
社会福祉分野	23	39.7%
心理部門(児童心理、臨床心理を含む)	21	36.2%
教育部門	6	10.3%
保育部門	2	3.4%
看護・保健分野	13	22.4%
その他	2	3.4%

表 99 「医師」の専門分野（複数回答）

区分	地方公共団体数[62 か所]	構成割合
小児科医	49	79.0%
児童精神科医	15	24.2%
産婦人科医	3	4.8%
精神科医	22	35.5%
法医学(監察医、解剖医含む)	1	1.6%
保健・公衆衛生関係	1	1.6%
その他	3	4.8%

(2) 地方公共団体が行う検証の実施状況

① 児童相談所の設置の有無

令和3年度に児童相談所の設置のあった地方公共団体は、75 か所（96.2%）であった。

表 100 令和3年度の児童相談所の設置の有無

区分	地方公共団体数	構成割合
設置あり	75	96.2%
設置なし	3	3.8%
計	78	100.0%

② 地方公共団体において発生、又は表面化した児童虐待による死亡事例

令和3年度に児童虐待による死亡事例が発生、又は表面化した地方公共団体は、34 か所（45.3%）であり、そのうち、5例以上の死亡事例が発生、又は表面化した地方公共団体は1か所（2.9%）であった。発生、又は表面化した事例数が最も多い地方公共団体では、14事例であった。全体の事例数は69事例であった。

表 101 令和3年度に発生、又は表面化した児童虐待による死亡事例の有無

区分	地方公共団体数	構成割合
事例があった	34	45.3%
事例はない	41	54.7%
計	75	100.0%

表 102 地方公共団体当たりの事例数

区分	地方公共団体数	構成割合
1例	20	58.8%
2例	7	20.6%
3例	3	8.8%
4例	3	8.8%
5例以上	1	2.9%
計	34	100.0%

③ 地方公共団体による検証の実施状況

令和3年度に発生、又は表面化した児童虐待による死亡事例の検証の実施状況について、「検証していない」地方公共団体は16か所(47.1%)、「検証した」地方公共団体は7か所(20.6%)、「複数事例のうち一部検証した／一部検証中」の地方公共団体は6か所(17.6%)、「検証中」の地方公共団体は3か所(8.8%)であった。

「検証していない」理由としては、「行政機関が関わった事例ではないため」が約5割を占めており、「その他」の中には、「警察の捜査中であり、検察へ送検されていない」「児童相談所の関わりが少なく、検証が困難」「虐待による死亡と断定できない」などがあつた。

また、心中以外の虐待死の事例のうち「検証していない事例」で、かつ、「児童相談所又は市区町村(虐待対応担当部署)の関与事例」は7例であった。一方、心中による虐待死事例のうち「検証していない事例」で、かつ、「児童相談所又は市区町村(虐待対応担当部署)の関与事例」は2例であった。

また、検証の際の関係者へのヒアリングについて、「ヒアリングした」は16事例(57.1%)、「ヒアリングしていない」は12事例(42.9%)であった。

ヒアリングしていない理由としては、「情報が揃っていたため」が1事例(8.3%)、「その他」が11事例(91.7%)であった。「その他」については、「いずれの機関の関与もなかったため」といったことがあげられていた。

その他、現地視察の実施については、「実施していない」は26事例(92.9%)、「実施した」は2事例(7.1%)であった。

表 103 地方公共団体による検証状況

区分	地方公共団体数	構成割合
検証していない	16	47.1%
複数事例のうち一部検証した／一部検証中である	6	17.6%
検証した	7	20.6%
検証中である	3	8.8%
検証予定	2	5.9%
計	34	100.0%

表 104 検証していない理由(複数回答)

区分	検証していない事例数[35例]	構成割合
行政機関が関わった事例ではないため	18	51.4%
裁判中のため	1	2.9%
その他	17	48.6%

表 105 地方公共団体による検証状況と児童相談所等の関与状況

区分	心中以外の虐待死	心中による虐待死	計
検証していない事例	22	13	35
うち、児童相談所又は市区町村(虐待対応担当部署)の関与事例	7	2	9
検証した事例	24	4	28
うち、児童相談所又は市区町村(虐待対応担当部署)の関与事例	17	1	18
検証中の事例	5	1	6
うち、児童相談所又は市区町村(虐待対応担当部署)の関与事例	3	0	3
計	51	18	69

表 106 検証した事例の中で、検証の際、関係者のヒアリングの有無

区分	検証事例数	構成割合
ヒアリングしていない	12	42.9%
ヒアリングした	16	57.1%
計	28	100.0%

表 107 検証した事例の中で、検証の際、ヒアリングしていない理由(複数回答)

区分	検証事例数[12例]	構成割合
情報が揃っていたため	1	8.3%
時間的制約のため	0	0.0%
予算がない	0	0.0%
その他	11	91.7%

表 108 検証した事例の中で、現地視察の実施の有無

区分	検証事例数	構成割合
実施していない	26	92.9%
実施した	2	7.1%
計	28	100.0%

④ 地方公共団体における検証報告書数

令和3年度に発生、又は表面化した児童虐待による死亡事例について、11か所の地方公共団体が検証を行い、作成した検証報告書数は28報告書であった。

表109 地方公共団体による検証報告書数

検証事例数	地方公共団体数	計
1	7	7
2	2	4
3	1	3
14	1	14
計	11	28

⑤ 地方公共団体による検証にかかった期間

令和3年度に発生、又は表面化した児童虐待による死亡事例について、地方公共団体が行った検証にかかった期間は、「12か月以上」が18事例（64.3%）で最も多く、最短では「3か月」、最長では「16か月」かかっており、平均では12.3か月であった。

表110 検証にかかった期間

区分	検証事例数	構成割合
3か月	1	3.6%
4か月	2	7.1%
5か月	0	0.0%
6か月	0	0.0%
7か月	0	0.0%
8か月	4	14.3%
9か月	1	3.6%
10か月	2	7.1%
11か月	0	0.0%
12か月以上	18	64.3%
計	28	100.0%

平均 12.3 か月

⑥ 地方公共団体による検証における支障の有無

令和3年度に発生、又は表面化した児童虐待による死亡事例のうち、地方公共団体が行った検証28事例において、検証における「支障はない」は21事例（75.0%）であり、「支障あり」は7事例（25.0%）であった。

また、「支障あり」とした内訳には、「関係機関の関与がなく情報がない」「警察から情報が得られない」があった。

表 111 検証における支障の有無

区分		検証事例数	構成割合
支障はない		21	75.0%
支障あり		7	25.0%
内訳 (複数回答)	医療機関から情報が得られない	1	3.6%
	警察から情報が得られない	3	10.7%
	家庭裁判所から情報が得られない	1	3.6%
	保育所等から情報が得られない	0	0.0%
	学校から情報が得られない	0	0.0%
	時間が経っており関係資料がない	1	3.6%
	関係機関の関与がなく情報がない	4	14.3%
	その他	0	0.0%
計		28	100.0%

⑦ 地方公共団体の検証報告書の周知方法

令和3年度に発生、又は表面化した児童虐待による死亡事例について、地方公共団体による検証報告書は、関係部署や関係機関への配布や研修・会議での使用のほか、ホームページへ掲載し、広く一般向けに周知を行っていた。

表 112 検証報告書の周知方法（複数回答）

区分	検証事例数[28例]	構成割合
関係部署へ配布	25	89.3%
関係機関へ配布	28	100.0%
要保護児童対策地域協議会にて配布	21	75.0%
記者発表	12	42.9%
ホームページへ掲載	25	89.3%
広報誌へ掲載	0	0.0%
関係者への研修・会議で使用	24	85.7%
フォーラム・住民向け会議を開催	0	0.0%
その他	0	0.0%

表 113 検証報告書の周知方法「関係者への研修・会議で使用」における関係者（複数回答）

区分	検証事例数[24例]	構成割合
児童相談所	24	100.0%
市区町村	22	91.7%
福祉事務所	2	8.3%
家庭児童相談室	5	20.8%
児童委員・民生児童委員	14	58.3%
保健所	15	62.5%
保育所・認定こども園・幼稚園	1	4.2%
学校	0	0.0%
教育委員会	2	8.3%
医療機関	0	0.0%
警察	2	8.3%
配偶者暴力相談支援センター	0	0.0%
その他	0	0.0%

⑧ 地方公共団体の検証報告の提言に対する対応の有無

令和3年度に発生、又は表面化した児童虐待による死亡事例について、地方公共団体が行った検証においてなされた提言に対し、「対応していない」自治体は1か所（3.6%）であった。

表114 検証報告の提言に対する対応の有無

区分	検証事例数	構成割合
対応していない	1	3.6%
今年度対応予定	0	/
次年度対応予定	0	
時期は未定だが対応予定	0	
対応の予定はない	1	
一部対応している	7	25.0%
全て対応している	20	71.4%
計	28	100.0%

⑨ 地方公共団体の検証報告の提言に対する取組状況の公表の有無

令和3年度に発生、又は表面化した児童虐待による死亡事例について、検証報告の提言を「一部対応している」および「全て対応している」27事例のうち、提言の取組状況を「公表した」のは2事例（7.4%）であった。

表115 検証報告の提言に対する取組状況の公表の有無

区分	検証事例数	構成割合
公表していない	25	92.6%
公表した	2	7.4%
内訳 （複数回答）		/
記者発表	1	
ホームページへ掲載	0	
その他	1	
計	27	100.0%

⑩ 検証していない事例

令和3年度に発生、又は表面化した児童虐待による死亡事例は69事例で、うち地方公共団体が検証を行っていない事例は35事例あり、「心中以外の虐待死」は22事例、「心中による虐待死」は13事例であった。

地方公共団体が検証を行っていない35事例において、関係機関の関与については、「いずれの機関も関与なし」は14事例、「市区町村（虐待対応担当部署）」は9事例となっている。

検証していない理由は、「行政機関が関わった事例ではないため」が18事例であった。「その他」として、「検討中」「警察の捜査中であり、検察へ送検されていない」「児童相談所の関わりが少なく、検証が困難」「虐待による死亡と断定できない」などがあった。

表116 検証していない事例について、心中・心中以外の虐待死の別

区分	事例数	構成割合
心中による虐待死	13	37.1%
心中以外の虐待死	22	62.9%
計	35	100.0%

表117 検証していない事例について、関係機関の関与（複数回答）

区分	事例数[35例]	構成割合
児童相談所	5	14.3%
市区町村(虐待対応担当部署)	9	25.7%
その他	14	40.0%
いずれの機関も関与なし	14	40.0%

(3) 国の検証報告の活用状況

国の検証報告である第 18 次報告について、公表から 1 年を経過した後の活用状況について調査を行った。

① 第 18 次報告の周知

地方公共団体の 68 か所 (87.2%) で「関係部署へ配布」されており、次いで 61 か所 (78.2%) で「関係機関への配布」が行われていた。

また、配布している関係機関先については、「福祉事務所」「家庭児童相談室」「保健所」が多く挙げられていた。

表 118 第 18 次報告の周知先 (複数回答)

区分	地方公共団体数[78 か所]	構成割合
関係部署へ配布	68	87.2%
関係機関へ配布	61	78.2%
要保護児童対策地域協議会にて配布	15	19.2%
ホームページへ掲載	0	0.0%
広報誌へ掲載	0	0.0%
関係者への研修・会議で使用	20	25.6%
その他	5	6.4%
不明	1	1.3%

表 119 「関係機関へ配布」の関係機関 (複数回答)

区分	地方公共団体数[61か所]	構成割合
福祉事務所	44	72.1%
家庭児童相談室	39	63.9%
児童委員・民生児童委員	4	6.6%
保健所	28	45.9%
保育所・認定こども園・幼稚園	4	6.6%
学校	4	6.6%
教育委員会	22	36.1%
医療機関	10	16.4%
配偶者暴力相談支援センター	9	14.8%
警察	11	18.0%
その他	28	45.9%

② 第18次報告の提言を踏まえての取組状況

第18次報告（令和4年9月公表）の提言を踏まえての取組状況については、提言「A2. 妊婦やパートナーに対する妊娠・出産・避妊に関する情報提供の取組の有無」「B2. 医療機関等の連携及び関係機関と協働した支援、関係機関間における具体的な対応方針の事前共有にかかる取組の有無」「C1. 学校、児童福祉施設、医療機関等の関係機関に対して、虐待対応に関する知識や求められる責務について周知・啓発する取組の有無」「D1. 各関係機関の役割分担や共有方法などの具体的な方針の確認、認識の統一の徹底にかかる取組の有無」「E1. 一時保護解除・施設退所等に向けた、一時保護中・入所中からの要対協を活用した情報共有、アセスメント等の実施にかかる取組の有無」「F1. リスクを有すると判断していた事例について、転居や転園（校）の確実な把握、支援が継続できる仕組みづくりの有無」「G1. 弁護士や医師や保健師等の専門職の知見を活かしたソーシャルワークを可能とする体制整備にかかる取組の有無」を含む10項目において、9割以上の地方公共団体が「既に対応済み」又は「第18次報告公表後に取り組んだ」と回答していた。

一方で、提言に取り組んでいない共通の理由として、「A2. 妊婦やパートナーに対する妊娠・出産・避妊に関する情報提供の取組の有無」「C1. 学校、児童福祉施設、医療機関等の関係機関に対して、虐待対応に関する知識や求められる責務について周知・啓発する取組の有無」「D1. 各関係機関の役割分担や共有方法などの具体的な方針の確認、認識の統一の徹底にかかる取組の有無」「E4. 親子再統合支援事業の着実な実施に向けた準備にかかる取組の有無」「F1. リスクを有すると判断していた事例について、転居や転園（校）の確実な把握、支援が継続できる仕組みづくりの有無」「G1. 弁護士や医師や保健師等の専門職の知見を活かしたソーシャルワークを可能とする体制整備にかかる取組の有無」を含む9項目において「取り組んでいない」と回答した地方公共団体の半数以上で「予算がない」としている。また、取り組んでいない「その他」の理由としては、多くの提言で「人員や委託先の問題、個別対応している」が挙げられていたが、「検討中」との回答も多くあった。

「第18次報告公表後に取り組んだ」の構成割合に着目すると、「A6. 「こども家庭センター」の設置による妊娠期からの切れ目のない支援にかかる取組の有無」が29.5%と最も高くなっている。

表 120 第 18 次報告の提言（A. 妊娠期から支援を必要とする養育者への支援の強化）に対する取組

区分	地方公共団体総数	第 18 次報告 公表以前に 既に対応済み		第 18 次報告 公表後に 取り組んだ		取り組んでいない					不明	
		地方公共 団体数	構成 割合	地方公共 団体数	構成 割合	地方公共 団体数	構成 割合	理由（複数回答）			地方公共 団体数	構成 割合
								予算が ない	組織の 合意が 得られ ない	その他		
A1.「障害者や外国籍の者等、十分な性教育等を受けていない場合が想定される女性への特性を踏まえた対応の関係者間の共有の有無」	78	59	75.6%	1	1.3%	17	21.8%	8	1	8	1	1.3%
A2.「妊婦やパートナーに対する妊娠・出産・避妊に関する情報提供の取組の有無」	78	71	91.0%	1	1.3%	5	6.4%	3	0	2	1	1.3%
A3.「予期しない妊娠や子育てに関する相談がしやすい SNS 等の活用等も含めた相談支援体制整備の検討について取組の有無」	78	59	75.6%	8	10.3%	10	12.8%	3	0	9	1	1.3%
A4.「特定妊婦に対する市区町村母子保健担当部署等と、市区町村虐待対応担当部署や児童相談所等が連携した支援にかかる取組の有無」	78	71	91.0%	2	2.6%	4	5.1%	2	1	2	1	1.3%
A5.「民間団体等と連携の上、母の生活圏における多言語や平易な説明内容での情報提供を可能とするアウトリーチ型支援等の取組の有無」	78	51	65.4%	2	2.6%	24	30.8%	9	1	16	1	1.3%
A6.「「こども家庭センター」の設置による妊娠期からの切れ目のない支援にかかる取組の有無」	78	30	38.5%	23	29.5%	24	30.8%	1	1	22	1	1.3%
A7.「妊産婦等生活援助事業の着実な実施に向けた準備及び活用を検討する取組の有無」	78	28	35.9%	12	15.4%	37	47.4%	18	0	19	1	1.3%

その他の理由：

- A1 検討中、個別に連携・対応、想定が難しい 等
- A2 検討中、個別に連携
- A3 検討中、今後検討予定、実施可能な委託団体がない、SNS 相談対応する専門職員を配置する体制整備ができていない、都道府県が実施・共有、SNS 等の有効活用方法及び運用体制の課題がある 等
- A4 検討中、今後検討予定
- A5 検討中、今後検討予定、実施可能な委託先団体がない、都道府県が実施、個別に支援 等
- A6 検討中、今後検討予定、今後取組の推進を図る、人員体制の確保が困難、こども家庭センターが未設置等
- A7 検討中、今後検討予定、既存施設で支援、委託先が未開拓 等

表 121 第 18 次報告の提言 (B. 精神疾患等により養育支援が必要と判断される養育者への対応) に対する取組

区分	地方公共団体総数	第 18 次報告 公表以前に 既に対応済み		第 18 次報告 公表後に 取り組んだ		取り組んでいない					不明	
		地方公共 団体数	構成 割合	地方公共 団体数	構成 割合	地方公共 団体数	構成 割合	理由(複数回答)			地方公共 団体数	構成 割合
								予算が ない	組織の 合意が 得られ ない	その他		
B1.「精神保健福祉士や精神保健福祉担当部署の保健師などの専門職の活用にかかる取組の有無」	78	70	89.7%	0	0.0%	7	9.0%	2	0	5	1	1.3%
B2.「医療機関等の連携及び関係機関と協働した支援、関係機関間における具体的な対応方針の事前共有にかかる取組の有無」	78	72	92.3%	0	0.0%	5	6.4%	1	0	4	1	1.3%

その他の理由：

B1 検討中、検討に至っていない、組織内の検討が不十分、具体的な取組み方法がわからない

B2 検討中、未検討、具体的な取組み方法がわからない、周知したが、継続できていない

表 122 第 18 次報告の提言 (C. 保護者及び関係機関を対象とした虐待の予防につながる知識の普及・啓発) に対する取組

区分	地方公共団体総数	第 18 次報告 公表以前に 既に対応済み		第 18 次報告 公表後に 取り組んだ		取り組んでいない					不明	
		地方公共 団体数	構成 割合	地方公共 団体数	構成 割合	地方公共 団体数	構成 割合	理由(複数回答)			地方公共 団体数	構成 割合
								予算が ない	組織の 合意が 得られ ない	その他		
C1.「学校、児童福祉施設、医療機関等の関係機関に対して、虐待対応に関する知識や求められる責務について周知・啓発する取組の有無」	78	74	94.9%	0	0.0%	3	3.8%	2	0	1	1	1.3%
C2.「体罰等が子どもに与える影響や、子どもの発達段階を考慮した体罰等によらない子育ての方法について保護者に普及・啓発する取組の有無」	78	73	93.6%	0	0.0%	4	5.1%	3	0	1	1	1.3%

その他の理由：

C1 検討中

C2 検討中

表 123 第 18 次報告の提言（D. 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化）に対する取組

区分	地方公共団体総数	第 18 次報告 公表以前に 既に対応済み		第 18 次報告 公表後に 取り組んだ		取り組んでいない					不明	
		地方公共 団体数	構成 割合	地方公共 団体数	構成 割合	地方公共 団体数	構成 割合	理由（複数回答）			地方公共 団体数	構成 割合
								予算が ない	得られ ない 組織の 合意が	その他		
D1.「各関係機関の役割分担 や共有方法などの具体的な 方針の確認、認識の統一の 徹底にかかる取組の有無」	78	74	94.9%	1	1.3%	2	2.6%	1	0	1	1	1.3%
D2.「配偶者の暴力について 対応する部署や家庭内の暴 力を把握する可能性のある警 察等との連携の強化にかか る取組の有無」	78	75	96.2%	0	0.0%	2	2.6%	1	0	1	1	1.3%
D3.「民間の支援事業者を活 用した支援の取組の有無」	78	67	85.9%	1	1.3%	9	11.5%	3	1	5	1	1.3%
D4.「身近な相談機関と連携 した支援体制の着実な構築 に関する取組の有無」	78	68	87.2%	1	1.3%	8	10.3%	3	0	6	1	1.3%

その他の理由：

D1 検討中

D2 検討中

D3 検討中、今後検討予定、対応可能な民間支援事業者がない、託先選定に時間を要し実施に至っていない

D4 検討中、未検討、今後検討予定、まずはこども家庭支援センター設置に向け取り組んでいる 等

表124 第18次報告の提言（E. 一時保護実施・解除時、施設入所・退所時、里親委託・解除時等の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施）に対する取組

区分	地方公共団体総数	第18次報告公表以前に既に対応済み		第18次報告公表後に取り組んだ		取り組んでいない					不明	
		地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	理由(複数回答)			地方公共団体数	構成割合
								予算がない	得られない	組織の合意が		
E1.「一時保護解除・施設退所等に向けた、一時保護中・入所中からの要対協を活用した情報共有、アセスメント等の実施にかかる取組の有無」	78	74	94.9%	1	1.3%	2	2.6%	0	0	2	1	1.3%
E2.「実効性のある、子どもの意見聴取等を行う体制の整備に向けた取組の有無」	78	53	67.9%	15	19.2%	9	11.5%	1	2	6	1	1.3%
E3.「保護者支援プログラム活用に向けた体制整備にかかる取組の有無」	78	58	74.4%	6	7.7%	13	16.7%	5	0	9	1	1.3%
E4.「親子再統合支援事業の着実な実施に向けた準備にかかる取組の有無」	78	45	57.7%	14	17.9%	18	23.1%	10	2	8	1	1.3%

その他の理由：

E1 検討中

E2 検討中、今後取組開始予定

E3 検討中、未検討、今後検討予定、保護者支援プログラムの利用に繋げることが困難、連携できる外部実施機関がない、状況に応じて個別対応 等

E4 検討中、未検討

表125 第18次報告の提言（F. 要保護児童対策地域協議会対象ケースの転居・転園（校）情報を関係機関間で共有する体制の構築と確実な継続支援の実施）に対する取組

区分	地方公共団体総数	第18次報告公表以前に既に対応済み		第18次報告公表後に取り組んだ		取り組んでいない					不明	
		地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	理由(複数回答)			地方公共団体数	構成割合
								予算がない	得られない	組織の合意が		
F1.「リスクを有すると判断していた事例について、転居や転園（校）の確実な把握、支援が継続できる仕組みづくりの有無」	78	73	93.6%	2	2.6%	2	2.6%	1	0	1	1	1.3%

その他の理由：検討中

表 126 第 18 次報告の提言（G. 児童相談所及び市区町村の専門職の配置も含めた相談体制の充実と強化に対する取組

区分	地方公共団体総数	第 18 次報告 公表以前に 既に対応済み		第 18 次報告 公表後に 取り組んだ		取り組んでいない					不明	
		地方公共 団体数	構成 割合	地方公共 団体数	構成 割合	地方公共 団体数	構成 割合	理由(複数回答)			地方公共 団体数	構成 割合
								予算が ない	得られ ない 組織の 合意が	その他		
G1.「弁護士や医師や保健師等の専門職の知見を活かしたソーシャルワークを可能とする体制整備にかかる取組の有無」	78	75	96.2%	0	0.0%	2	2.6%	1	0	1	1	1.3%

その他の理由：検討中